

平成 29 年度第 2 回健康なまちづくり審議会での主な審議項目
 (屋外空間における受動喫煙による健康被害を防止するための条例について)

大項目	主な検討事項等
1. 目的	受動喫煙による健康被害を防止し、市民の健康を守る (その他、加えたい内容・文言などがあれば)
2. 目的達成のための手法	【主な検討事項】 1. どのような手法でアプローチすべきか。 <input type="checkbox"/> 啓発・周知 ↳ 前回の宿題：具体的な方法 <input type="checkbox"/> 喫煙の規制 <input type="checkbox"/> その他
3. 規制の範囲や方法 及び 4. 違反者に対する罰則	【決定事項】 喫煙の規制に違反した者に対する罰則を設ける
	【主な検討事項】 1. 喫煙に係る規制の方法（手法） <input type="checkbox"/> 喫煙禁止の義務／努力義務 <input type="checkbox"/> 受動喫煙させない義務 2. 喫煙を規制する範囲 <市内全域とする場合> ・ 公共の場所での喫煙禁止の義務 ・ 公共の場所での喫煙禁止の努力義務 <特定の範囲（重点区域や特定の施設周辺）とする場合> ・ 特定の範囲（同上）での喫煙禁止の義務 3. 喫煙規制に係る違反に対する罰則の種類 ・ 過料（5 万円以下） ・ 科料（1 万円未満。刑罰） ・ 罰金（原則 1 万円以上 100 万円以下。刑罰）

平成 29 年度第 2 回健康なまちづくり審議会での主な審議項目
 (屋外空間における受動喫煙による健康被害を防止するための条例について)

<p>(続)</p> <p>3. 規制の範囲や方法及び</p> <p>4. 違反者に対する罰則</p>	<p>4. 上記 3 の適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙を禁止している範囲 ・ 特定の範囲 (重点区域や特定の施設周辺) <p>↳必ずしも上記 2 の「特定の範囲」と一致しない</p> <hr/> <p>【その他】</p> <p>1. 「公共の場所」とは具体的にどういった場所か。</p> <p>→道路や公園、駅前広場、駐車場、市の公共施設、公共性の高い民有地 (公開空地等) など、不特定多数の人が使用・通行する場所が想定される。</p> <p>2. 「公共性の高い民有地」とは具体的にどういった場所か。</p> <p>→自然人または法人が所有する土地のうち、私道や店舗駐車場、コインパーキング、デパートや駅ビル等の屋外通路、広場・公園など、一般の人が自由に使用・通行することを前提としている場所が想定される。</p> <p>(例：新津田沼駅改札前のデッキ など)</p> <p>3. 「民有地」の取り扱いをどうすべきか。</p> <p>→特に、公共の場所に隣接・近接する民有地や、公共性の高い民有地の取り扱いについては要検討。</p> <p>→コンビニ等、店舗の敷地内の取り扱いについては、関係団体にヒアリングを実施した上で決定する。</p> <p>4. 罰則の適用にあたり、重点区域等を設定する場合、どのような場所を基準として選定すべきか。</p> <p><input type="checkbox"/> 駅 <input type="checkbox"/> バス停留所 <input type="checkbox"/> 学校・幼稚園・保育所など</p> <p><input type="checkbox"/> 公共施設 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> その他</p> <p>5. 自動車内での喫煙はどのように取り扱うべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓やドア等の開閉状況に関わらず、その場所の規制に準じる ・ 窓やドア等が開いている場合のみ規制の対象とする ・ その他
---	---

平成 29 年度第 2 回健康なまちづくり審議会での主な審議項目
 (屋外空間における受動喫煙による健康被害を防止するための条例について)

<p>5. 罰則以外で実効性を担保する方法</p>	<p>【主な検討事項】</p> <p>1. 条例をより効果的とする方法 (条例に規定すべきもの)</p> <p><input type="checkbox"/>事業者等による協力</p> <p>→例：<input type="checkbox"/>灰皿などの移設・撤去 (受動喫煙しない・させない環境整備)</p> <p><input type="checkbox"/>啓発ポスター等の掲示</p> <p><input type="checkbox"/>従業員の受動喫煙防止 など</p> <p>↳協力しない場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導 ・勧告 ・命令 ・事実の公表 ・罰則 <p><input type="checkbox"/>その他</p>
<p>関係団体等からのヒアリングについて</p>	<p>【主な検討事項】</p> <p>1. 聴き取る内容</p> <p>2. 相手方の選定</p> <p>3. 実施の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会の会議で実施 ・都合のつく委員が立ち会い、任意の日程で実施 ・事務局に一任し、任意の日程で実施 ・質問状などの文書を送付
<p>(参考)</p>	<p>【大項目 3 関係】</p> <p>◆地方自治法 第 14 条 第 2 項</p> <p>普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、勾留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p>

平成 29 年度第 2 回健康なまちづくり審議会での主な審議項目
(屋外空間における受動喫煙による健康被害を防止するための条例について)

	<p>【大項目 3・4 関係】</p> <p>◆ (通称) まちをきれいにする条例 第 9 条 第 2 項 喫煙をする者は、<u>道路、公園その他の公共の場所</u> (以下「公共の場所」という。) 及び<u>公衆の集まる場所</u>において、歩行中 (自転車の運転中を含む。) の喫煙をしないように努めなければならない。</p> <p>→「公衆の集まる場所」とは、デパートの通路や広場、夏祭りの会場など、「公共の場所」以外で人が集まる場所をいう。 →本条例で重点区域を設けていないのは、市域が狭く、また大部分が市街化区域であることから、場所によって区分する必要は無く、市全体が重点区域であるととらえているため。</p> <p>【大項目 3・5 関係】</p> <p>◆東京都港区条例 (みなとタバコルール) 第 9 条</p> <ul style="list-style-type: none">・区民等は、公共の場所以外の場所において喫煙する場合に、公共の場所にいる区民等にたばこの煙を吸わせることがないよう配慮しなければならない。(第 3 項)・事業者等 (区、事業者及び関係行政機関をいう。以下同じ。) は、公共の場所にいる区民等が事業者等の有する敷地 (指定喫煙場所を除く。以下同じ。) 内で喫煙する者のたばこの煙を吸わされることがないようにするため、事業者等の有する敷地内において、灰皿の撤去又は移設、喫煙場所の確保その他の環境の整備を行わなければならない。(第 4 項) <p>【大項目 5 関係】</p> <ul style="list-style-type: none">・(通称) 健康なまちづくり条例では、<u>市、市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者の責務</u>を規定し、互いに連携・協働することとしている。(第 1 条、第 4 条ほか)
--	---